

第1回 埼玉県健康長寿計画推進検討会議	資料1
令和4年11月22日（火） 18:30～	

## 健康埼玉21について（案）

# 健康埼玉21 計画期間終了に伴う対応について

参考資料 1

## ○健康増進法

**第7条** 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

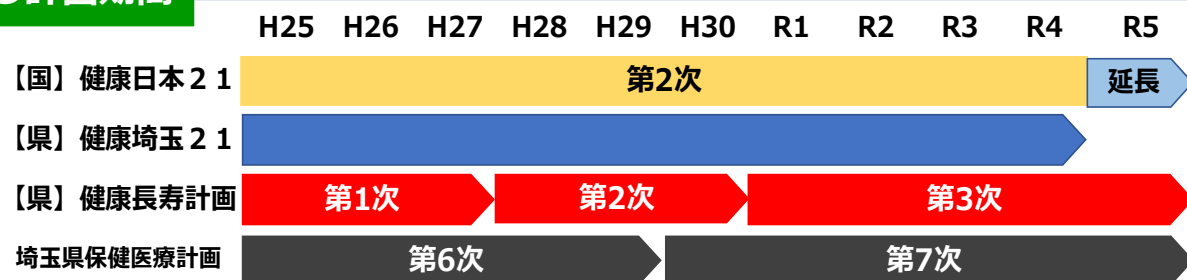
**第8条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

健康日本21  
(10年計画 / 5年目に中間見直し)

健康埼玉21 10年間の目指す方向を示す基本方針

健康長寿計画 健康増進法8条に基づく健康増進計画

## ○計画期間



※「健康日本21」に関して、国は「医療費適正化計画」「医療計画」及び「介護保険事業支援計画」と計画期間を一致させるため、1年間、計画期間を延長した。  
※「健康長寿計画」は、「埼玉県保健医療計画」の下位計画として位置付けたため、第3次計画策定時に、埼玉県保健医療計画と計画終了時期を一致させた。

## ○対応(案)

令和4年度をもって、  
健康長寿計画と一元化する

<一元化の理由>

- 健康長寿計画の策定期間が6年に延長されたため、長期スパンでの基本方針を別に作成する必要性が低くなった。
- 健康長寿計画(第3次)には、健康埼玉21の基本方針の内容が盛り込まれている。

## ○近隣都県の策定状況

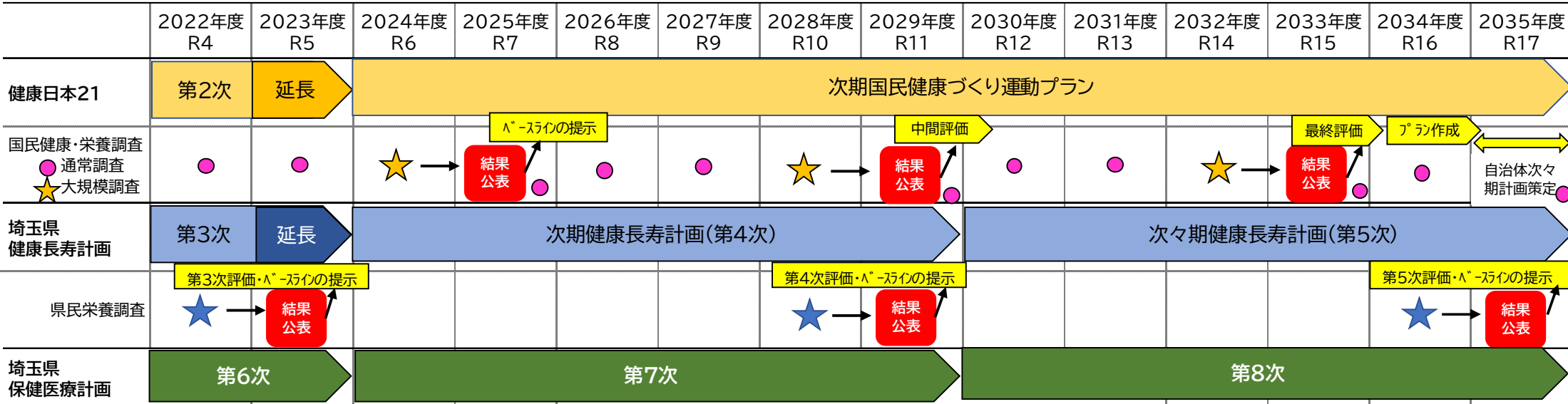
法8条に基づく県健康増進計画を長期スパンで策定

都県名	プラン名	期間	他計画
東京都	東京都健康推進プラン(第2次)	H25-R5	無
神奈川県	かながわ健康プラン21(第2次)	H25-R5	無
千葉県	健康ちば21(第2次)	H25-R5	無
栃木県	とちぎ健康21プラン(2期計画)	H25-R6	無
群馬県	元気県ぐんま21(第2次)	H25-R5	無
茨城県	第3次健康いばらき21プラン	H30-R5	無

# 次期健康長寿計画の期間について

## ○計画期間

- 上位計画である「埼玉県保健医療計画」と計画期間を一致させるため、計画期間を6年間とする。
- 「健康日本21（国民健康づくり運動プラン）」の計画期間は、第1次計画が10年、第2次計画が11年である。次期プランにおいては、長期的な視点ももって検討することとし、計画期間を12年とする予定。（出典：第1回次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会 令和4年9月26日開催）
- 「計画の最終評価」及び「ベースライン」に用いる主なデータソースは、国民健康・栄養調査結果を用いている。ただし、国民健康・栄養調査の対象地区は例年17地区程度（通常調査）であり、被調査者の居住地域に偏りが見られる。このため、次期計画からは最終評価時期に合わせて、国民健康・栄養調査を拡大する形式で県民栄養調査を実施。被調査世帯を増やし、地域の偏りを解消することを目指す。



※国民健康・栄養調査大規模調査 …… 通常時より客体数を4倍にして実施（平成24年及び28年に実施。平成2年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）全国平均だけでなく、一部の項目は「都道府県別の結果」も公表される。

※埼玉県民栄養調査 …… 原則5年に1回実施。埼玉県特有の健康及び栄養課題を調査テーマに設定して調査を実施。令和4年は国民健康栄養調査の被調査世帯を拡大する形式で「食塩摂取」を主テーマとして実施。国民健康・栄養調査項目に加え、尿検査（Na,K,Cr）、県独自の自記式質問票（いずれも20歳以上）を付加している。